

※電子メールのアドレスが kos-jetroipr@jetro.go.jp に変わりました。

### INDEX

#### ◎ 韓国IPGの活動

「商標権特別司法警察隊隊員向け真がん判定セミナー」

開催 01

「特別司法警察隊対象の真贋判定教育セミナー」

開催 02

TIPA(Trade related IPR Protection Association)の会員制度について / 「KIPRIS簡易マニュアル」を発行しました。

03

アップル・サムスン電子のスマートフォン侵害訴訟事件

04

#### ◎ IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」

オーケストラとロックバンドの特許交渉 07

商標は違うけどよく似ている… 08

### 韓国IPGへのメンバー登録

[http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br\\_main=9](http://renew.jetro-ipr.or.kr/info.asp?br_main=9)

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

### 事務局より

早いもので今年も残り約1ヵ月。日増しに寒さが厳しくなり、本格的な冬の到来を感じるようになりました。未曾有の東日本大震災から約8ヵ月が経ちましたが、被災された方々は未だ不自由な生活を強いられており、一刻も早い復旧・復興が望まれる次第でございます。今年韓国IPGでは、ソウル構内模倣品展示イベントをはじめに川空港税関職員および商標権特司警隊員対象の真贋判定セミナー、知財戦略ラウンドテーブル、模倣品誤認購入予防パンフレットの発行・配布、韓国知財保護情報セミナーなど、皆様のご協力により様々な行事を開催することができました。来年は、さらに多角的かつ充実した運営活動ができるように考えております。来年もどうぞ宜しくお願い致します。

### CAUTION

<韓国IPG Information>に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

#### ◎ 韓国IPGの活動

## 商標権特別司法警察隊隊員向け真がん判定セミナーを初開催しました。

2010年9月に韓国特許庁内に発足した商標権特別司法警察隊は、商標をはじめ模倣品について高い専門性を生かし、模倣品の摘発に大きな成果を挙げております。韓国IPGは、商標権特別司法警察隊との協力覚書(MOU)に基づき、日系企業の真がん判定セミナーを初めて開催いたしました。今回のセミナーは、10月27日に韓国知識財産研修院(IIPTI)と共同し大田市にて開催されたもので、新規に採用された警察隊員25名を対象に、日系企業として株式会社ポケモン 코리아、株式会社ゴールドウイン、キヤノン株式会社、株式会社サンリオ 코리아の4社が参加し、それぞれ模倣品の実態、自社真正品と模倣品とを区別する具体的な要領等の説明を行っていただきました。商標権特別司法警察隊は、韓国国内で製造、流通、販売されている模倣品の取締り、摘発を行う組織として、日系企業の模倣品対策にも強い味方となるものです。韓国IPGでは、今後も商標権特別司法警察隊と協力し、模倣被害の通報、情報提供などを行っていきます。模倣被害が発生している場合は、ご一報ください。

<商標権特別司法警察隊による模倣品取締り実績>

出典:2011.9.8 韓国特許庁報道資料

区分	特司警導入前		特司警導入後		
	2010.1~8	2010.9~12	2011.1~8	小計	
刑事立件	人員(人)	15	45	96	141(月11.8人)
	押収(点)	2860	28629	19425	48081(月4006点)



## 仁川本部税関で取締り職員向け真がん判定セミナーを開催しました。

先に行われた商標権特別司法警察隊隊員に対する真がん判定セミナーに引き続き、韓国IPGは、仁川本部税関において、取締りを行う税関職員約20名を対象に、真がん判定セミナーを開催しました。今回のセミナーは、11月4日に、社団法人貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)と共催し、仁川港湾公社内で開催されたもので、株式会社キャンノン、株式会社サンリオコア、株式会社黒木本店、株式会社TJMデザイン、YKK 코리아株式会社の5社が参加し、税関職員に自社製品と模倣品とを区別する具体的な要領について、説明を

行っていただきました。

韓国国内で模倣品の販売消費被害を経験した日系企業のうち、約38%の企業は、中国で製造された模倣品であると回答(「2010年度模倣品被害調査報告書」日本特許庁)しており、韓国における模倣品対策は、先の商標権特別司法警察隊による市中取締りと並び、税関による水際対策も重要となります。

韓国IPGは、税関職員向けのセミナーについて、今後も重要な位置を占めるものとして期待しています。



## TIPA(Trade related IPR Protection Association)の会員制度について

韓国IPGと共催で税関職員に対する真がん判定セミナーを開催していただいている社団法人貿易関連知識財産権保護協会(TIPA)は、企業の知財権保護に寄与するために設立された韓国関税庁傘下の非営利社団法人であり、真がん判定セミナーのほか、以下のようなさまざまなサービスを行っています。興味のある日系企業は、ジェトロソウル事務所知財チームまでご一報ください。



### ◎ 通関保留のための商標権等申告制度(無料)

TIPAに対し商標権等を事前に申告することで、通関手続きで発見された模倣品に対し通関保留を行うことができます。登録は、インターネットなどで行うことができ、登録された商標権は、3年間有効です。詳しい手続きなどは、ジェトロが作成している模倣品対策マニュアル第Ⅲ編第2章

2.をご覧ください。

### ◎ 模倣品等通関資料の提供(貿易統計：会員のみ)

TIPAに申告された模倣品輸入業者又は模倣標章を付した物品の輸入があった場合、その輸入通関資料が毎月提供されます。模倣品を輸入している企業や模倣品に付されている標章が分かっている場合、その通関を把握することができ模倣対策に効果的です。

### ◎ 模倣品の市中調査・取締り支援(市場調査：会員のみ)

韓国市中内で流通している模倣品の追跡や、税関及び関係機関の取締りを支援するサービスを受けることができます。

### ◎ 会員サービス

会員サービスを受けるためには、以下の年会費によりTIPAの会員企業となる必要があります。中小企業の場合は、料金が減免され、また、必要なサービスに絞って会員となることができます。

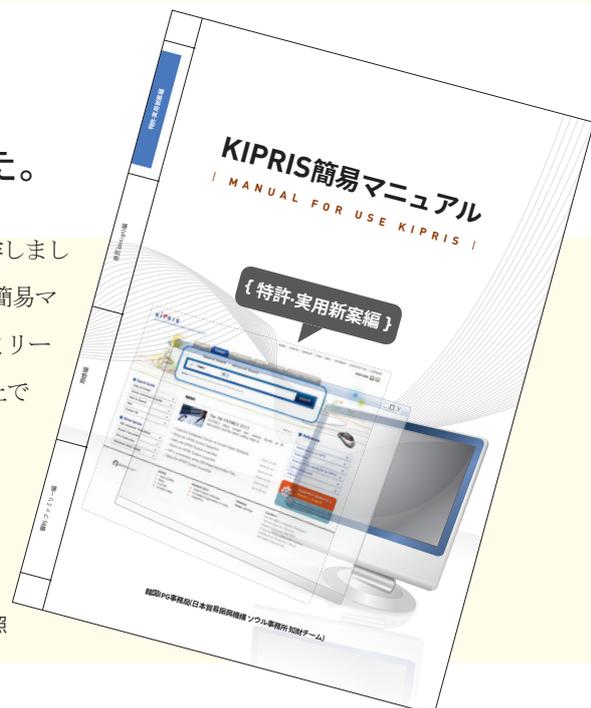
一般	中小企業	
	基本会費(必須)	300万ウォン
1,000万ウォン	オプション	貿易統計会費 200万ウォン(標章一つ当たり)
		セミナー会費 200万ウォン
		市場調査会費 700万ウォン(月別調査)、500万ウォン(期毎調査)

## 「KIPRIS簡易マニュアル」を発行しました。

2011年3月に、日本貿易振興機構ソウル事務所知財チームで製作しました情報検索ハンドブックをもとに、手軽に検索できる「KIPRIS簡易マニュアル」(特許・実用新案編、意匠編、商標編、審判・ファミリー編の4種類をパフレット形式で作成)を製作し、ホームページ上で提供いたしました。また、冊子をご希望の方は、E-mailにてJETROソウル事務所までご連絡下さい。

JETROソウル事務所 E-mailアドレス: kos-jetroipr@jetro.go.jp

ホームページ: <http://www.jetro-ipr.or.jp>, 「韓国特許情報の検索マニュアル」参照



## アップル・サムスン電子のスマートフォン侵害訴訟事件

去る4月15日、アップルがサムスン電子のスマートフォンを対象に、特許権侵害などを理由に出訴してから、世界各地で多数の訴訟が発生しております。一連の事件は、新聞報道などでも取り上げられているところ、情報、通信端末におけるサムスン電子の躍進とこれに対するアップルの反応、国際的な訴訟対応など、日本の企業にも参考になるものと思われます。そこで、ジェトロソウル事務所財チームにおいて、これまで報道された事件を時系列としてまとめると共に、最初にアップルが提起した訴訟について、ご報告いたします。

### (1) これまでの主な訴訟の経緯(報道資料より)

日時	原告	被告	訴訟等地域	おもな主張等
4月 15日	アップル	サムスン電子	米国カルフォルニア州	アップルは、サムスン電子のスマートフォンがアップルの特許権7件、デザインパテント3件、商標権10件、トレードドレス(登録されていないもの)1件を侵害するとして出訴
4月 21日 4月 22日	サムスン電子	アップル	韓国(21日), 日本(22日), ドイツ(22日)	サムスン電子は、アップルのスマートフォンがサムスン電子の特許権10件を侵害するとして出訴
4月 27日	サムスン電子	アップル	米国カルフォルニア州	サムスン電子は、アップルのスマートフォンがサムスン電子の特許権10件を侵害するとして出訴(4月15日の裁判と併合)
6月 28日	サムスン電子	アップル	米国国際貿易委員会(ITC)	サムスン電子は、アップルのスマートフォン及びタブレット端末が特許権5件を侵害するとして、米国への内輸入禁止を申請
7月 1日	アップル	サムスン電子	米国カルフォルニア州	アップルは、サムスン電子のスマートフォン及びタブレット端末がアップルの特許権1件、デザインパテント3件を侵害するとして、米国内での製造、販売、輸入を禁止する仮差止めを申請
7月	サムスン電子	アップル	フランス	アップルのスマートフォンなどに使用されている技術特許3件が、サムスン電子の特許を侵害しているとして提訴。初審理は12月に開かれる見込み。
7月 5日	アップル	サムスン電子	米国国際貿易委員会(ITC)	アップルは、サムスン電子のスマートフォン及びタブレット端末がアップルの特許権5件、デザインパテント2件を侵害するとして、米国内への輸入禁止を申請
8月 1日	アップル	サムスン電子	オーストラリア	裁判所の公聴会にて、サムスン電子は、裁判が決着するまで、タブレット端末(米国向け仕様)をオーストラリアで販売しないことでアップルと合意
8月 9日	アップル	サムスン電子	ドイツ	ドイツデュッセルドルフ地方裁判所は、サムスン電子のタブレット端末について、オランダを除くEU各国での販売停止仮処分を命令
8月 23日	アップル	サムスン電子	日本	アップルは、サムスン電子のスマートフォン、タブレット端末がアップルの特許権等を侵害するとして出訴(第1回口頭弁論が9月7日)
8月 24日	アップル	サムスン電子	オランダ	オランダハーグの裁判所は、アップルが主張する10件の特許権等侵害のうち一部を認め、サムスン電子のスマートフォンについて、オランダでの販売停止仮処分を命令(ただし、サムスン電子のタブレット端末については、非侵害により販売停止仮処分申請を認めなかった。)
9月 2日 9月 4日	アップル	サムスン電子	ドイツ	ドイツデュッセルドルフ地方裁判所は、サムスン電子のタブレット端末について、ドイツ国内での販売、マーケティングの停止仮処分を命令(これを受け、サムスン電子は、4日にベルリンで開催されていた家電見本市(IFA)2011から、タブレット端末の展示を中止した。)
9月 9日	アップル	サムスン電子	ドイツ	8月9日の販売停止仮処分命令について、サムスン電子が異議を申し立てていたが、デュッセルドルフ地方裁判所は、これを認めず、サムスン電子のタブレット端末のドイツ国内での販売停止命令が確定
9月 12日	アップル	サムスン電子	イギリス	サムスン電子のスマートフォン及びタブレット端末が、アップルの特許を侵害しているとして提訴
9月 18日	サムスン電子	アップル	オーストラリア	アップルのスマートフォン及びタブレット端末が、サムスンの無線通信技術特許7件を侵害したとして提訴すると共に、8月にアップルの主張により発売延期になったタブレット端末の発売中止処分の撤回を裁判所に要請

9月 24日	サムスン電子	アップル	オランダ	アップルのスマートフォン及びタブレット端末がサムスン電子の3G無線通信の特許を侵害したとして販売禁止等の仮処分を請求 (10月14日、裁判所は、この販売禁止などを求めた仮処分申請を棄却した。)
10月 5日	サムスン電子	アップル	イタリア, フランス	アップルのスマートフォンの新機種がサムスン電子の3G WCDMA通信標準技術特許を侵害したとして販売禁止仮処分を申請
10月 7日	サムスン電子	アップル	イギリス	9月にアップルがサムスン電子に提起した商用に関する特許訴訟に対し提起
10月 13日	アップル	サムスン電子	オーストラリア	8月にアップルの主張により発売延期になったタブレット端末の販売禁止を決定。10月17日、サムスン電子はこの決定を不服として裁判所に控訴
10月 14日	サムスン電子	アップル	オランダ	サムスン電子が9月24日に申請したアップルのスマートフォン及びタブレット端末の販売禁止等の仮処分請求に対し、ハーグ裁判所は、サムスン電子が訴えた3G無線通信の特許は、必須の標準特許であり、いわゆるFRANDライセンスを行う必要があるとして、請求を却下
10月 17日	サムスン電子	アップル	日本	アップルのスマートフォンの新機種、他機種及びタブレット端末がサムスン電子のHSPA通信標準特許1件及びユーザーインターフェースに関する特許3件を侵害したとして販売禁止仮処分を申請
10月 17日	サムスン電子	アップル	オーストラリア	アップルのスマートフォン新機種がサムスン電子の3G WCDMA方式やHSPA方式など通信標準に関する特許3件を侵害したとして販売禁止仮処分を申請

**(2)4月15日出訴の事件におけるアップルの主張**

各事件により訴訟のポイントが異なるようですが、一連の事件の契機となった本件事件において、アップル側は、サムソンのスマートフォンが以下の権利を侵害する旨の主張をしています。

**主張 1) 商品の包装に関するトレードドレスの侵害**

商品包装パッケージであり、上下2つのボックスからなっており、ボックス上に製品の写真が貼り付けられ、ボックスを開けると商品が納められたトレイが現れるようにされている包装パッケージのトレードドレス(米国においては、米国商標法(ランハム法)43条(a)により、登録されていない製品の包装等、いわゆるトレードドレスについても、識別力を有し、他者のものと誤認する恐れがある等一定の要件の下、保護を受けることが可能である。)

**主張 2) 端末形状の侵害**



登録番号 3457218

登録番号 3475327

登録番号 3470983

**主張 3) アイコンの侵害**



登録番号 3886169 登録番号 3886196 登録番号 3886197 登録番号 3886200



登録番号 3889642 登録番号 3889685 (審査中)

**主張 4) 特許権の侵害**

特許番号	発明の主な内容
US6493002	ウインドウの表示技術に関し、プログラムモジュールなどを表示するウインドウを、常に他のウインドウの前面に表示可能にした発明
US7469381	タッチスクリーンのスクロール表示技術に関し、ドキュメントの端までスクロールさせた場合、当該ドキュメントの端を超えるエリアまで表示させると共に、タッチを離すと、当該ドキュメントの端のエリアが表示されなくなるまで逆方向にスクロールさせる発明
US7669134	インスタントメッセージの表示に関する技術に関し、最初の参加者により生成される情報を表示する表示部と、他の参加者から受信した情報を表示する表示部とを水平方向に隔離して表示させるようにした発明
US7812828	タッチスクリーンのセンシング技術に関し、複数の指、手のひらの検出を可能とした発明
US7844915	タッチスクリーンの表示技術に関し、入力ポイントが単一の場合は、スクロールを行い、入力ポイントが2以上の場合は、表示を拡大、縮小するようにした発明
US7853891	ウインドウの表示技術に関し、ユーザからの入力が一時間内場合、当該ウインドウを表示しないようにした発明
US7863533	電子装置の側面に配置されたスイッチの構造に関し、スイッチの中間点にピボットを有し、両端に電気接点を配置するようにした発明

ジェトロソウル事務所知財チームのホームページで毎日発信されている知財ニュースの中から、模倣品、権利侵害を中心に、韓国の知財動向情報をピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ホームページの「ニュース速報」をご覧ください。

### オンライン偽造商品、さらなる取締りの強化が必要(9/21)

国家知識経済委員会の韓国特許庁に対する国政監査において、中小企業に対する特許紛争などの支援、オンライン偽造商品の取締り強化、休眠特許の活性化などが指摘された。オンライン偽造商品については、オープンマーケットの販売中止が5761件、個人ショッピングモールサイトの閉鎖が370件という実績があるが、販売中止及び閉鎖要請だけでは再犯が防げず、商標特別司法警察隊と連携したオン・オフライン専門担当班の構築を通じて取締りを強化しなければならないなどの指摘がなされた。

### キャノン、レーザープリンター用感光ドラムの特許権侵害、国内5社「侵害なし」と判定(9/22)

プリンターメーカーのキャノンが昨年5月に、自社のレーザープリンター用感光ドラムの三角ギア製造方式関連の自社特許権を侵害した疑いで、韓国の国内5社の感光ドラムメーカーを対象に製造・輸出中止を要請し、知識経済部貿易委員会に不公正貿易行為調査を申請した。これに対し、貿易委員会は、特許請求範囲に無効の可能性のあるキャノンの特許権行使は権利濫用に当たるとして、被申請人の該当物品の製造と輸出は、不公正貿易行為に当たらないと最終判定した。

### 特許出願をしなくても創造的技術が保護される(10/4)

韓国特許庁は、「サイバー公知」サービス(HPで提供)を10月から「インターネット技術公知」に名称を変更し、サービスを改編すると明らかにした。「インターネット技術公知」は、技術公開を希望する人が技術内容を特許庁のインターネット技術公知サイトに掲載すると、公信力のある公開日時が付与される。公開日時が早い技術は、先行技術として認められ、他人が特許権を取得できないため技術を防御することができる。

特許出願をしなくても別途の費用なしに出願を防御でき、公開された技術は誰でも無料で利用することが可能だ。

### キャラクターの模倣デザイン、もはや居場所なし(11/8)

韓国特許庁は、有名キャラクターを模倣したデザイン出願が増加していることを受け、模倣デザインの出願が本来のデザイン創作者の創作意欲を失わせ、デザイン産業の発展を阻害すると判断。模倣デザイン出願に対する審査基準を構築、施行すると明らかにした。韓国特許庁は、韓国キャラクター協会など関連団体からキャラクターの資料を収集してデザイン審査官らに配布。TV、やインターネットでよく知られる漫画やゲームのキャラクターは原則的に有名なキャラクターと認定、有名キャラクターを模倣したデザイン出願は、細部の部分が有名キャラクターと異なっても主な特徴やモチーフが類似していれば新規性や創作性が不足だと判断し、登録を拒絶する。

### 日立化成、米国裁判所にKCテック特許侵害訴訟(11/15)

日立化成は11月15日、韓国の半導体装備メーカー KCテックに対し、米国、テキサス地方裁判所に特許侵害訴訟を提起すると明らかにした。

日立化成は、KCテックのCMPスラリー「KCS-3100」が自社の保有する米国特許権を侵害していると判断、昨年6月から問題解決のための協議を進行してきたが、合意点を見出すことができなかったと説明した。これに対しKCテック側は「日立化成とは、昨年6月ではなく4月から協議を推進してきたが決裂した」とし、「国内ではなく、米国の裁判所に提訴した明確な理由はまだ把握できていないが、すでにグローバル特許を出した状態で十分に事前対応をしてきた」と述べ、全面的に争う姿勢だ。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては「韓国知的財産ニュース」をご覧ください。http://renew.jetro-ip.or.kr/news/letter\_list.asp



File No.37

&lt; The Daily NNA【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 &gt;

## オーケストラとロックバンドの特許交渉

タイトルのようなことが起きる確率は、ほぼないに等しい。しかし、これは、筆者が日韓企業間交渉でしばしば感じることである。オーケストラでは、多くのメンバーが楽譜どおりに一生懸命に練習し、一糸乱れぬ演奏を披露する。しかし、ロックバンドの場合、楽譜はあるものの、そのとおりに演奏するより、アドリブ演奏の方を楽しむ。前者は綿密かつ原則を守ることを優先するが、後者は状況に合わせて目標を追求するものであろう。多くの場合、前者は日本企業に、後者は韓国の企業に例えられる。

**事例 1)** 日韓企業間で、特許交渉を行っている場面です。さて、今回の打ち合わせでは、ある案件について、両者がそれぞれチェックすべき内容を確認し、次回の打ち合わせでその結果について報告をすることで合意しました。ところが、打ち合わせの直後、状況が変わり、韓国側企業は、チェックする必要がなくなったと判断しました。そのため、韓国企業側は、チェックをせずに来た理由について説明をしました。ところが、チェックをして来た日本企業側は、一度チェックすることで約束した以上、その約束は守るべきだと強く抗議しました。もちろん、どちらが正しいかの議論は、あまり意味がありません。しかし、典型的なオーケストラとロックバンド、つまり、原則とアドリブがぶつかるような事例だと思われる。

**事例 2)** 次の事例は、特許権者である日本企業が韓国企業と交渉をしている場面です。両者は、権利内容の議論が終わった後、続けてライセンスの条件に関する交渉を行うことで事前に合意がなされていました。すなわち、日本企業としては、ロイヤルティーによる収入が期待できる大きなチャンスでした。ところが、問題が起きたのは権利内容の議論のときでした。というのも、今回の交渉において、強力な特許を保有している日本側は、ライセンス条件に焦点を合わせ打ち合わせに備えていました。しかし、韓国企業は、明細書、審査記録、先行技術などを提示し、非侵害あるいは特許の無効を主張してきました。権利内容の論議に備えていなかった日本企業は、うまく対応できないまま、会議を終わらせるしかありませんでした。日本企業は、続けて交渉を希望しましたが、韓国企業から返された返事は「No!」でした。日本企業側は、約束どおり交渉が行われなかったことに抗議しました。しかし、韓国企業側は、特許権者として権利内容の議論に正当な反論すらできない状況では、ライセンス条件交渉など行う意

味がないとの立場を一貫し、これに応じませんでした。これも、原則とアドリブがぶつかる事例の一つです。驚いたことに、筆者が目撃したこのような事例は、一つや二つではありません。それだけではなく、状況が悪化し、一ヶ月後には訴訟に至ってしまった事例もあります。

### 原則とアドリブの交渉ポイント

筆者は、日韓間の特許交渉の現場に長い間かかわってきましたが、両国の文化について論じる立場にはありません。しかし、両国には文化の違いが存在することは、明らかだと思います。そして、文化の違いとは、正しいかどうかの問題ではなく、お互いの違いを認め合い、理解し合うことが重要です。オーケストラの演奏が身に付いている者が時には楽譜を捨ててアドリブ演奏をするのは簡単ではないかもしれません。しかし、日本企業側も、ロックのアドリブについて理解を深める努力をすることは、交渉の重要なポイントになると思います。

例えば、事例1の場合。これは、状況が変わったことにより生じたもので、仮に約束したチェックがなされていなくても、これ以上大きな問題にはならないことが予想されます。そうであれば、「了解!」と、一言で終了するのはいかがでしょうか。

一方、事例2の場合、一言で言えば、相手はまだライセンスを行う準備ができていない状況であると思われる。このようなときは、事前のシナリオどおりではなくても、さらなる議論の機会を設け、多少日程が遅れるとしても円満に解決する道を探るべきでしょう最後に、交渉の前に根回しを十分行うことをお勧めします。これによって、アドリブプレイを減らすことができます。打ち合わせの前日に、両側の担当者でマッコリ一杯もするのはいかがでしょうか。

### <今回の解説者>

特許法人佳山 鄭承諤代表弁護士

1959年生まれ。1982年慶北大学校電子工学部卒業。

1995年ニューヨーク州 弁護士試験合格。サムスン電子法務チームに約20年間勤務後、2002年より特許法人佳山ライセンシング担当。

現、KAIST(韓国科学技術院)兼職教授。著書「海外特許紛争ガイドブック」

(監修:日本貿易振興機構=ジェトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)





## 商標は違うけどよく似ている…

商標は違っていてもヒット商品と雰囲気がよく似た商品やパッケージの商品を見ることがある。いわゆる「便乗商品」である。商標権侵害には当たらず、雰囲気が似ている程度では意匠(デザイン)権も使えない。著作権も芸術品でないため主張できないとなると、オリジナル商品を販売している側としてはどのような対策がとれるだろうか。

### 便乗商品への対策

いわゆる「便乗商品」に対しては「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」に基づいて対策を考えることができます。判決から事例をみてみましょう。

**事例 1)** ピンクの色使い、花模様やハート模様自体はありふれたもので、商標も違いますが、オリジナル商品の主要部分を模倣しているので実質的に同一のデッドコピーであると判断されました。デッドコピーと言っても全体が必ずしも完全に同一である必要はなく、オリジナルデザインが必ずしも独創的でなくてもよいとされたところが注目されます。

〔オリジナル〕



〔便乗商品〕



**事例 2)** オリジナル商品は、30年以上販売され、累計販売量21億個以上、マーケットシェア約80%という長寿大ヒット商品です。商標や商品名はまったく違いますが、オリジナルの容器の形そのものに著名性が認められ、消費者の誤認・混同を引き起こすと判断されました。

〔オリジナル〕

〔便乗商品〕



**事例 3)** 「XYLITOL」という成分名は誰でも自由に使っているものですし、よく見ればそれぞれ細部が違ってきます。裁判所は、緑の地色に黄色と白の帯が入っていて雰囲気が似ているので、ぱっと見て商品を選ぶ消費者には、誤認・混同を引き起こすと判断しました。また、いわゆる機能性ガム市

〔オリジナル〕

〔便乗商品〕



場を先導したオリジナル商品の経緯や、「便乗商品」が最初は全く違うパッケージデザインだったのに、売上が上がらず、よく似たデザインに変更した事実なども考慮されました。

〔オリジナル〕 〔便乗商品〕



**事例 4)** ジョークグッズとも思えそうな便乗商品ですが、二審では、一番目に付く商標が異なるので、不正競争行為ではないと判断されてしまいました。その後、最高裁まで行って、背景の模様や商標のロゴデザイン、色、位置などまで酷似するので周知著名なオリジナル商品と誤認・混同を引き起こすと判断されたケースです。

### むすび

さて、勝訴事例ばかりご紹介しましたが、「デッドコピーだ」と主張するといっても、①オリジナルが商品の形になってから3年を経過していないこと、②同種製品によく使われる形態を模倣したものでないことが必要です。また、「誤認・混同を引き起こす」と主張するにしても、オリジナル商品自体が周知著名である必要があります。また、事例2、3のように、さまざまな事情が勘案されることもあります。ですから、「便乗商品」なら何でも取り締まると考えるのは早計で、実際のところ、負けたケースも少なくありません。

しかし、「便乗商品」への対策として、十分検討に値する対策であることには間違いのないでしょう。

### <今回の解説者>

金・張法律事務所・柳昌吾弁理士

1968年生まれ。1992年弁理士試験合格後、1997年から金・張法律事務所にて商標・意匠および模倣品対策業務を担当。2002～2003年には慶應義塾大学へ留学。2010年3月10日第1回韓国IPGセミナーにて「模倣品対策に関するリーガルサービス」について講演。

(監修:日本貿易振興機構=ジエトロソウル事務所 副所長 岩谷一臣)

